

# 島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱

## (趣旨)

第1条 島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）の組織、運営等に関するものは、島根県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年島根県条例第40号、以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (構成する組織)

第2条 条例第2条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体並びにいじめ防止等に関する学識経験を有する者が所属する団体は、別表に掲げる機関及び団体（以下、「構成団体等」という。）とする。ただし、必要に応じて見直すことができる。

## (協議事項)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 構成団体等のいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する取り組みの把握
- (2) いじめの防止等のための対策等に関する有効な連携手法に係る情報交換
- (3) その他連絡協議会の目的を達成するために必要な情報の共有

## (会議の開催)

第4条 連絡協議会は、原則として年1回以上開催する。

- 2 連絡協議会は、会長が招集し、会議を進行する。
- 3 連絡協議会は、原則として公開とする。

## (協力要請)

第5条 連絡協議会は、必要があると認めるときは、連絡協議会に構成団体等以外の者の出席を求め、意見の聴取、情報の提供等必要な協力を求めることができる。

## (事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、教育庁学校教育課子ども安全支援室が担当する。

- 2 事務局の業務は、次に挙げるとおりとする。
  - (1) 連絡協議会の運営に関すること。
  - (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、会長が事務局と協議して定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。